

一般財団法人守谷奨学財団
定時評議員会議事録

1. 日 時 令和2年6月5日
午後2時00分～午後3時00分
2. 開催場所 長野市南千歳町一丁目3番12号
当法人主たる事務所
3. 評議員総数 3名
4. 出席評議員数 3名
出席評議員氏名 木島裕介、広川政信、竹村由美子
5. 出席理事及び監事氏名
出席理事氏名 守谷ソノ、渡辺佳奈子、平澤八重
出席監事氏名 中村武忠、宮澤栄子
6. 議事の経過の概要及びその結果
上記のとおりのお席があったので、選ばれて評議員木島裕介は議長となり、開会を宣し、議長は、議事録署名人に評議員竹村由美子を指名し、直ちに議案の審議に入った。

報告事項 平成31年度事業報告について

議長は、別添資料に基づき平成31年度（自平成31年4月1日～至令和2年3月31日）の事業に関し、詳細にその報告をなした。

第1号議案 平成31年計算書類承認について

議長は、別紙計算書のとおり平成31年度（自平成31年4月1日～至令和2年3月31日）に関する諸報告をなし、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属書類について、先に監事の監査を受け、監事中村武忠、宮澤栄子より別紙監査報告書記載のとおり、前記書類につき綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることを認めたことの報告がなされている旨を述べたうえで、審議承認を求めたところ、別段の異議なくこれを承認した。

第2号議案 定款一部変更の件

議長は、定款の一部を次のとおり変更したいと述べ、諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。

現 行	変 更 後
<p>第1章 総則 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。</p>	<p>第1章 総則 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。</p>

現 行	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、<u>交通事故、病気及び離婚等の不測の事態により一家の支柱を失い、学業の継続が困難となった長野県内の高校生等に対し、学業継続に必要な学費や生活費を助成することに関する事業を行い、もって勉学意欲のある有為な人材の育成に寄与することを目的とする。また、長野県内の小・中・高等学校の教育施設及び教育施設及び教育環境の充実のための助成に関する事業を行い、もって長野県の教育の発展向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 <u>(1)長野県在住の生活困窮家庭の高校生等に対する奨学金の給付</u> <u>(2)長野県の小・中・高等学校に対する教育施設及び教育環境の充実のための助成</u> <u>(3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>2 前項各号の事業は、<u>長野県内において行うものとする。</u></p>	<p>2 <u>この法人は、必要に応じ、従たる事務所を置くことができる。従たる事務所に関する規定は、理事会の議決を得て、別に定める。</u></p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、<u>医学及び医療を含む諸科学の研究活動や医学・医療関連事業を助成するとともに教育を支援し、かつそれらに関する啓発を推進することにより、長野県内の医療水準の向上を図り、もって県民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 <u>(公益目的事業)</u> <u>(1)医学及び医療を含む諸科学に関する研究活動を行う者に対する奨学金の給付</u> <u>(2)医学及び医療を含む諸科学に関する研究活動並びにこれらの関連事業に対する助成</u> <u>(3)医療及び医療を含む諸科学に関する啓発事業</u> <u>(4)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>2 前項各号の事業は、<u>有益と認められるものであれば、必ずしも長野県内に限らず、広く日本国内で行うものとする。</u></p>

現 行	変 更 後
(新 設)	<p>(収益事業)</p> <p><u>第 5 条 この法人は、前項の事業の実施に必要な財源を得るため、次の収益事業を行う。</u></p> <p>(1) 不動産の賃貸及び管理</p> <p>(2) 飲食店の経営</p> <p>(3) 株式会社エム企画に対する金銭の貸付</p> <p>(4) その他</p>
(新 設)	<p>第 3 章 資及び会計</p> <p>(財産の種類)</p> <p><u>第 6 条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の 3 種類とする。</u></p> <p>2 <u>基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。</u></p> <p>3 <u>特定資産は、この法人の目的である事業を行うために必要な財産として理事会で定めたものとする。</u></p> <p>4 <u>その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。</u></p>
(新 設)	<p>(財産の管理及び運用)</p> <p><u>第 8 条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとする。</u></p>
<p>第 5 章 評議員</p> <p>(開 催)</p> <p>第 1 5 条 評議員会は、定時評議員会として、<u>毎年 度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</u></p>	<p>第 5 章 評議員</p> <p>(開 催)</p> <p>第 1 7 条 評議員会は、定時評議員会として、<u>毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。</u></p> <p>なお、第 5 条、第 6 条の新設により現行第 5 条を第 7 条とし、また、第 8 条の新設により現行第 6 条以下の条数を順次繰り下げる。</p>

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。

以上、議事の経過並びに決議の内容を明確にするため、評議員竹村由美子は本議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、次に記名押印する。

令和 2 年 6 月 5 日

一般財団法人守谷奨学財団 定時評議員会

議 長 木 島 裕 介

議事録署名人 竹 村 由 美 子